

平成18年10月から

医療給付制度 が変わりました

今回の改正は、急速な少子高齢化の進展の中で、国民の安心の基盤である皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能なものにするために、医療給付費の伸びと国民の負担との均衡を確保するためのものです。
今回は、主な改正点の概要をお知らせします。

70歳以上の方

70歳以上で国保で医療を受ける方、老人保健制度で医療を受ける方

高齢者（現役並みの所得の方※1）の自己負担が変わります

※1 現役並みの所得者とは、課税所得が145万円以上の70歳以上の方。

70歳以上または老人保健で医療を受ける方のうち、現役並みの所得がある一定以上の所得者は、医療機関に支払う自己負担割合が2割から3割に引き上げられました。

一定の所得がある高齢者の
医療費負担が3割に

一般の方・非課税世帯の方は、1割負担で変更ありません。

高額医療費の自己負担限度額が変わります

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分は高額医療費として支給されます。自己負担限度額は右表のようになりました。

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算（4回目以降の場合は44,400円）
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ※2	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ※3	8,000円	15,000円

※2 低所得Ⅱとは、世帯主および世帯全員が住民税非課税の人をいいます。

※3 低所得Ⅰとは、世帯主および世帯全員が住民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費と控除を差し引くと0円になる人（例：単身世帯で年金収入が約80万円以下）をいいます。

療養病床に入院する場合の食費、居住費の負担が変わります

療養病床（おもに長期入院を必要とする患者のための病床）に入院する70歳以上の方は、これまで食材料費相当のみ（約24,000円／月）を負担していましたが、改正により、食費（食材料費＋調理代）と居住費を負担することになりました。

食費 約42,000円／月
居住費 約10,000円／月に
所得の低い方は負担を軽減されます

ここが変わりました！

- **高齢者の自己負担の見直し**
70歳以上の高齢者のうち、現役並みの所得の方の自己負担割合を見直し。
- **食費・住居費の負担の見直し**
介護保険との負担の均衡を図る観点から、療養病床に入院する70歳以上の高齢者について食費・住居費の見直し。
- **医療費の自己負担限度額の引き上げなど**
医療費の自己負担限度額を、低所得者に配慮しつつ、総報酬額（賞与を含む）に見合った水準になるよう引き上げ。
- **出産育児一時金の見直し**
出産育児一時金の支給額が30万円から35万円に引き上げ。

70歳未満の方

高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。70歳未満の方の自己負担限度額は右表のようになります。

所得区分	3回目まで	4回目以降※5
上位所得者※4	150,000円＋ 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円
一般	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※4 上位所得者とは、基礎控除後の年間所得額が670万円を超える世帯をいいます。
※5 同じ世帯で12カ月間に4回以上、高額療養費の支給を受ける場合、4回目からは限度額が下がります。

出産育児一時金が変わります

国民健康保険の被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額がこれまでの30万円から35万円に引き上げられました。

出産育児一時金の支給額が
35万円に引き上げ

人工透析が必要な上位所得者の自己負担限度額が変わります

人工透析が必要な70歳未満の上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられました。

透析の自己負担限度額が
2万円に引き上げ

● 問い合わせ先 役場保健福祉課医療給付係 (☎26-7871 内線102)